

岩手県被災地健康支援事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災津波で被災した多くの住民は、生活環境の変化等による健康状態の悪化が顕在化することが危惧されていることから、このような被災者の健康状態等の情報を収集することにより、健康支援ニーズの把握を行うとともに、県内の具体的な健康支援方策やその円滑な実施方法等について検討を行うため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日付け厚生労働省発老0820第5号厚生労働省老健局長通知（以下、「要領」という。））に基づき岩手県被災地健康支援事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、要領に定める被災地健康支援事業を県及び市町村が実施するにあたり、その円滑な実施に資するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 被災地の住民の健康支援ニーズの把握
- (2) 被災地に着目した健診等の健康支援に係る必要性の検討
- (3) 健康支援事業の効率的・効果的な実施体制の検討・確保
- (4) 各種専門職種の人材ニーズの把握及び人材確保のための調整等
- (5) その他被災地における健康支援に必要な事項

(構成)

第3条 運営協議会の委員は、別紙に掲げるものについて知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、要領に基づく被災地健康支援事業が終了する年度までとする。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会には、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、運営協議会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 委員が会議に出席できない場合、会長は、代理の出席を求めることができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を要請し、意見又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第8条 第2条に掲げる事項を行うため、運営協議会に必要なに応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。